

域外新販路開拓補助金

自社製品または自社サービスを、域外(県外・海外)の新しい販路へ積極的に売り込もうとする意欲のある企業等を応援します！※一次産品、加工食品は除きます。

募集期間【第1期】平成30年4月2日(月)～4月27日(金)

30万円

補助上限額

2/3以内

補助率



域外顧客のニーズに対応した試作品(パッケージデザイン含む)の製作

こんなことに使えます!!



販促物(チラシ、パンフレット、ウェブサイト、展示会装飾物など)の製作

こんなことに使えます!!



販促手法(インターネット広告や各種メディア広告、DM、FAXDMなど)の活用

こんなことに使えます!!

※本補助金の詳細や、申請方法等は裏面及び募集要項を必ずご確認ください。

募集要項ダウンロード

https://niigata-ipc.or.jp/service/hojokin_shien/

【お問合せ先】

公益財団法人新潟市産業振興財団 ビジネス支援センター

〒951-8061 新潟市中央区西堀通 6 番町866番地 NEXT21 12階

TEL 025-226-0550

FAX 025-226-0555



事業の名称		域外新販路開拓補助金
補助対象者		以下の全てを満たすことが必要です。 ①新潟市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者 ②当財団の「I P C ビジネスマッチングサイト」に会員登録している者 ③新潟市税の未納が無い者 ④募集要項記載【別表2】の①から④に掲げるいずれにも該当しない者
補助対象事業		以下の全てを満たす事業が対象です。 ①自社製品※1または自社サービス※2の、域外（県外・海外）での新しい販路開拓※3に係る取り組み。 ②補助対象期間内に、域外の新しい顧客等への販促活動まで着手していること。 ③以下に該当しないこと。 ア 本事業期間内に、同一の内容で国（独立行政法人を含む）、地方自治体または他の団体から補助金等の交付その他助成を受けている、または受けることが決まっている イ 事業内容が公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがある、公的な支援を行うことが適当でない認められる ※1：自社製品＝自社の技術やアイデアにより開発した製品又は他社が製造するが自社製品として販売するもの。 ただし、一次産品、加工食品は除く。 ※2：自社サービス＝自社の技術やアイデアにより開発したサービス又は自社独自のサービスとして提供するもの。 ※3：県外・海外からの誘客を促進する事業は対象になりません。
補助内容	補助率	補助対象経費の3分の2以内 （ただし、過去5年以内に本補助金制度等を利用したことがある者は2分の1以内）
	補助上限額	30万円
	補助対象期間	【第1期】 交付申請日～平成30年11月30日（金） 【第2期】 交付申請日～平成31年2月28日（木）
補助対象経費		○試作品製作に係る費用 ○販促物製作に係る費用 ○販促手法の活用に係る費用 ※詳しくは募集要項をダウンロードし、ご確認ください。
募集期間		【第1期】 平成30年4月2日(月)～平成30年4月27日(金)午後5時30分 【第2期】 平成30年7月2日(月)～平成30年7月31日(火)午後5時30分
事業の主な流れ		
<pre> graph LR A[補助金申請] --> B[審査] B --> C[交付決定] C --> D[中間ヒアリング] D --> E[事業の実施] E --> F[実績報告] F --> G[補助金交付] </pre>		

事業の詳細や、申請に必要な書類など詳しくは「募集要項」をダウンロードしてご確認ください。

https://niigata-ipc.or.jp/service/hojokin_shien/

【問合せ先】

公益財団法人 新潟市産業振興財団（新潟IPC財団）ビジネス支援センター
〒951-8061 新潟市中央区西堀通6番町866番地 N E X T 21 12階
TEL：025-226-0550 FAX：025-226-0555 E-mail：info@niigata-ipc.or.jp